

第18期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 令和2年12月25日（金曜日）
午前10時開始（受付開始 午前9時30分）

開催場所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 キングルーム
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、
極力、株主総会へのご来場は見合わせて頂きますようお願い申し上げます。

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

株式会社グッドスピード

証券コード：7676

ごあいさつ



代表取締役社長

加藤 久統

MISSION

中古車販売並びに安心・快適・楽しい
カーライフの提供を通じて、
すべての人に感謝・感動・感激を
与え続ける伝道師でありたい

VISION

SUV販売台数日本一

VALUE

気持ちに勝るものはない

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第18期は、新型コロナウイルス感染症という大きな逆風が吹いた事業年度でした。その厳しい環境の中で営業利益を黒字化できたことは、ひとえに皆様方の温かいご支援の賜物と心より御礼申し上げます。

平成14年の創業から「すべての人に感謝・感動・感激を与え続ける伝道師でありたい」という思いを大切に、中古車販売並びに安心・快適・楽しいカーライフの提供に努めてまいりました。お客様を第一に考え、満足して頂けるよう、車の販売だけでなく、厳選した高品質車両の仕入れや、購入後も安心して乗って頂く為のアフターサポートにも取り組んでおります。

中古車販売業界は多数乱戦であり、今後大手販売店への集約が進むと予想されていますが、当社が強みを生かし成長を続ければそのシェアに入り込む余地は大きいと考えております。

当社においては、中期経営目標として「SUV販売台数日本一」を掲げ、さらなる店舗数の拡大、お客様のカーライフをトータルサポートできるサービスの拡充を進めております。

第18期は新店舗の出店、既存店舗の改装に留まらず、沖縄のレンタカーやガソリンスタンドの事業譲受、整備工場のM&Aなど積極的に店舗展開を行いました。今後も、経営目標の実現に向け事業活動を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも末永いご支援と一層のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年12月

証券コード 7676
令和2年12月10日

株 主 各 位

愛知県名古屋市中区泉二丁目28番23号
高岳KANAMEビル8F

株 式 会 社 グ ュ ッ ド ス ピ ー ド
代表取締役社長 加 藤 久 統

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。書面によって議決権を行使することができますので、本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先に考え、**極力当日の出席は見合わせて頂き、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年12月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

- | | | |
|-----------------|---|--|
| | | 記 |
| 1. 日 | 時 | 令和2年12月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル5階 キングルーム |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第18期（令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

・株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://goodspeed-group.co.jp>

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。なお本年は来場記念品の配布は中止させ  
て頂きます。予めご了承ください。

令和2年12月25日（金曜日）

午前10時

(受付開始：午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を  
ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するように  
ご返送ください)



令和2年12月24日(木曜日) 午後6時30分到着分まで

| 議 決 権 行 使 書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 株 主 番 号                                                                                   | 議 決 権 行 使 倍 数                                                                             | 個                                                                                         |                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>株式会社○○○○</span> <span>副 中</span> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">           ○年○月○日         </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>株式会社○○○○</span> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> | <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> |



株 主 会 社 ○ ○ ○ ○

※議決権行使書はイメージです。

賛 成 の 場 合 → 替 に○印

反対の場合→**否**に○印

全員賛成の場合 → 替 に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に→**賛**に○印をし、反対する候補者  
反対の場合 番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由
- 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
2. 変更の内容
- 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                               | 変 更 案                                               |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 第 1 条 (条文省略)                          | 第 1 条 (現行どおり)                                       |
| (目的)                                  | (目的)                                                |
| 第 2 条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。     | 第 2 条 (現行どおり)                                       |
| 1. 新車・中古車、自動車部品及び付属品、その他物品の販売、買取及び輸出入 | 1. 新車及び中古車(自動車・バイク)、自動車・バイク部品及び付属品、その他物品の販売、買取及び輸出入 |
| 2. 自動車の点検、修理及び整備                      | 2. 自動車・バイクの点検、修理及び整備                                |
| 3. 自動車のリース、レンタル及びその仲介                 | 3. 自動車・バイクのリース、レンタル及びその仲介                           |
| 4. (条文省略)                             | 4. (現行どおり)                                          |
| (新 設)                                 | 5. 石油及び石油加工品並びに石油副製品一切の販売                           |
| 5. ～ 7. (条文省略)                        | 6. ～ 8. (現行どおり)                                     |
| 第 3 条～第 43 条 (条文省略)                   | 第 3 条～第 43 条 (現行どおり)                                |

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会は検討を行い、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

かとう

ひさのり

(昭和51年11月16日生)

再任

加藤

久統

【略歴、当社における地位及び担当】

平成7年4月 (株)シーアイシー(現 (株)ファブリカコミュニケーションズ) 入社  
平成14年8月 グッドスピード設立  
平成15年2月 当社設立 代表取締役社長(現任)  
平成23年7月 (株)グッドサービス代表取締役就任(合併後消滅会社)

所有する当社の株式数

903,800株

在任年数

17年

取締役会出席状況

20/20回

取締役候補者とした理由

当社創業者である加藤久統氏は、当社の経営を指揮し、豊富な経験と高い見識を今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者とした。



所有する当社の株式数

500株

在任年数

13年

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

2

よ こ ち し ん ご

(昭和52年5月18日生)

横地 真吾

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

平成12年4月 (株)セントラルファイナンス (現 (株)セディナ) 入社  
平成17年5月 当社入社  
平成19年3月 当社取締役営業本部長  
平成23年7月 (株)グッドサービス取締役 (合併後消滅会社)  
平成29年11月 当社常務取締役 (現任)

### 取締役候補者とした理由

横地真吾氏は、略歴のとおり入社以降、営業部門に携わり、平成19年に取締役に就任し、平成29年より常務取締役に就任しております。営業部門を通じて培われた豊富な経験とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式数

500株

在任年数

5年

取締役会出席状況

20/20回

候補者番号

3

ひ ら ま つ け ん た

(昭和59年11月27日生)

平松 健太

再任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

平成18年7月 当社入社  
平成27年10月 当社取締役輸入・ミニバン事業部長  
平成29年7月 当社取締役営業部長  
令和元年5月 当社取締役営業本部長 (現任)

### 取締役候補者とした理由

平松健太氏は、略歴のとおり入社以降、営業部門に携わり、平成27年に取締役に就任しております。営業部門を通じて培われた豊富な経験とリーダーシップを今後も当社の事業発展に十分に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会  
は検討を行い、全ての候補者について適任であると判断しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号

1

みつかわ やすゆき

(昭和27年2月25日生)

再任

三津川 康之

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                 |
|----------|---------------------------------|
| 昭和51年4月  | 日本陶器(株) (現 (株)ノリタケカンパニーリミテド) 入社 |
| 平成23年6月  | 同社監査役                           |
| 平成27年6月  | 同社顧問                            |
| 平成29年10月 | 当社監査役                           |
| 平成30年12月 | 当社取締役（監査等委員）（現任）                |

所有する当社の株式数

-株

在任年数

2年

(社外監査役期間を含め3年)

取締役会出席状況

20/20回

取締役候補者とした理由

三津川康之氏は、略歴にあるとおり、上場企業の監査役の経験があり、財務に関する見地、経験を有しており、その経験を当社の経営に活かして頂けると考え、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。





候補者番号

2

ほ さ か の り ひ こ

(昭和53年11月29日生)

再 任

保坂 憲彦

### 【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 平成20年12月  | 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 |
| 平成24年 9 月 | 公認会計士登録                        |
| 平成28年 9 月 | 保坂事務所開業                        |
| 平成29年12月  | 当社監査役                          |
| 平成30年12月  | 当社取締役（監査等委員）（現任）               |

所有する当社の株式数

－株

在任年数

2 年

（社外監査役期間を含め3年）

取締役会出席状況

20/20回

### 取締役候補者とした理由

保坂憲彦氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、略歴のとおり公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しております。専門家として特に内部統制の観点で当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。



候補者番号

3

まつい たかし  
松井 隆

(昭和51年11月1日生)

新任

### 【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| 平成19年 9 月 | 司法試験合格                                |
| 平成20年12月  | 弁護士登録                                 |
| 平成20年12月  | 川上・原 法律事務所（現 オリンピア法律事務所）入所            |
| 平成24年 1 月 | 松井法律事務所設立                             |
| 平成25年 4 月 | 日本知的財産仲裁センター名古屋支部運営委員（現任）             |
| 平成27年 9 月 | 南山大学（法科大学院）非常勤講師（著作権法）（現任）            |
| 平成28年 4 月 | 弁護士法人菅沼・松井・三宅法律事務所（現 御園総合法律事務所）代表（現任） |

所有する当社の株式数

-株

在任年数

-年

取締役会出席状況

-/-回

### 取締役候補者とした理由

松井隆氏は、略歴のとおり弁護士としての専門的な知識・経験等を有しており、その経験をコンプライアンスの観点から当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 三津川康之氏、保坂憲彦氏及び松井隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三津川康之氏及び保坂憲彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款第31条に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としております。三津川康之氏及び保坂憲彦氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、松井隆氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

## (提供書面)

### 事業報告

( 令和元年10月 1 日から  
令和 2 年 9 月30日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、消費税増税と新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況で推移しました。各種政策の効果もあり、国内経済は持ち直しの動きは見られるものの、今後の感染症の拡大によっては国内外経済をさらに下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響により、景気の先行きも不透明な状態が続くと見込まれております。このような環境のなか、中古車業界におきましては、消費税増税と新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年10月から令和 2 年 9 月までの国内中古車登録台数は3,765,013台（前期比3.4%減）と前年を下回る結果となりました。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような厳しい状況の下、当社におきましては、東海地方のドミナント方式による専門店の出店を積極的に進め、令和元年10月に愛知県名古屋市に「グッドスピード緑B Pセンター」の出店や、令和元年12月に愛知県尾張旭市にコーティング専用ブースを移転しました。また令和 2 年 1 月に愛知県名古屋市に「グッドスピード車検名古屋天白店」、愛知県東海市に「グッドスピード東海名和買取専門店」、令和 2 年 4 月に愛知県東海市に「グッドスピードMEGA S UV東海名和店」、令和 2 年 5 月に愛知県東海市に「グッドスピードモーターサイクル東海名和店」、愛知県豊田市に「グッドスピード豊田元町買取専門店」、令和 2 年 9 月に愛知県大府市に「グッドスピード車検大府 S S 店」の出店をしました。また店舗改装を行い、令和 2 年 1 月に「グッドスピードMEGA 浜松店」、令和 2 年 2 月に「SPORT 緑輸入車専門店」、「グッドスピード津ミニバン専門店」、令和 2 年 6 月に「グッドスピード安城ミニバン専門店」、「グッドスピード四日市 S UV 専門店」、「グッドスピードレンタカー那覇空港前店」をリニューアルオープンしました。このような取り組みにより中古車販売における小売販売の拡大及び自動車買取や整備・钣金、レンタカーサービス、保険代理店サービスを強化し、顧客の車に関する需要に対し、ワンストップでサービスを提供できる体制作りを積極的に進めてまいりました。その結果、当事業年度における売上高は、前第 3 四半期以降に出店したMEGA 専門店が寄与し33,704百万円（前期比4.0%増）となりました。なお、売上高と売上総利益は増加しましたが、販売費及び一般管理費の増加分を吸収しきれず、営業利益は124百万円（前期比69.4%減）、経常利益は 3 百万円（前期比99.0%減）となりました。なお一部の不採算店舗の減損損失を計上したことにより当期純損失は24百万円（前期は193百万円の当期純利益）となりました。

なお、当社は、自動車販売及びその附帯事業の単一セグメントのため、サービスごとの経営成績の内容を記載しており、セグメントごとの記載はしていません。

サービスごとの状況は次のとおりであります。

（自動車販売関連）

当事業年度は、消費税増税と新型コロナウイルス感染症の影響により、中古車市場全体の販売環境が冷え込みオートオークションへの出品を抑えたものの、四輪小売販売台数が、10,973台（前期比8.1%増）となったことから当事業年度における売上高は31,821百万円（前期比2.4%増）となりました。なお新車販売、中古車販売、自動車買取を自動車販売関連としております。

（附帯サービス関連）

自動車販売台数の増加および愛知県名古屋市に「グッドスピード緑ＢＰセンター」、「グッドスピード車検名古屋天白店」、愛知県大府市に「グッドスピード車検大府ＳＳ店」を出店したことにより、当事業年度における売上高は1,883百万円（前期比42.2%増）と堅調に推移いたしました。なお整備・钣金・ガソリンスタンド、保険代理店、レンタカーを附帯サービス関連としております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,816百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

グッドスピード東海名和買取専門店

グッドスピードMEGA SUV東海名和店

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

MEGA 専門店（兵庫県神戸市）

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額3,240百万円のシンジケートローン、総額1,600百万円のコミットメントライン契約及び総額2,600百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は令和2年4月1日付で株式会社エンジョイレンタカーからレンタカー事業を、令和2年9月1日付でカーステーション株式会社からカーステーション大府店で営む車検・整備・钣金・塗装等を事業譲受いたしました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は令和2年1月1日付で株式会社ホクトモータースを吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

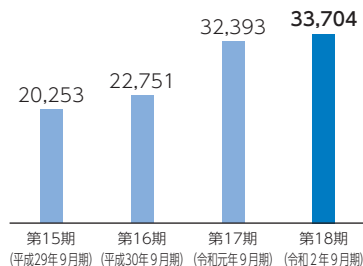
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

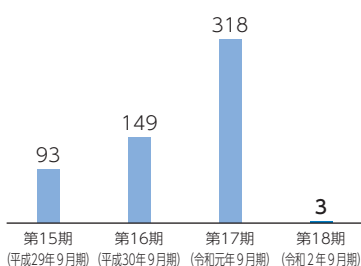
| 区 分                                          | 第 15 期<br>(平成29年 9 月期) | 第 16 期<br>(平成30年 9 月期) | 第 17 期<br>(令和元年 9 月期) | 第 18 期<br>(当事業年度)<br>(令和 2 年 9 月期) |
|----------------------------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                                   | 20,253                 | 22,751                 | 32,393                | 33,704                             |
| 経 常 利 益(百万円)                                 | 93                     | 149                    | 318                   | 3                                  |
| 当期純利益又は当期<br>純 損 失 ( △ ) (百万円)               | 76                     | 91                     | 193                   | △24                                |
| 1 株当たり当期純利益<br>又は 1 株当たり当期純<br>損 失 ( △ ) (円) | 42.72                  | 50.71                  | 82.64                 | △7.92                              |
| 総 資 産(百万円)                                   | 7,679                  | 9,379                  | 12,672                | 16,441                             |
| 純 資 産(百万円)                                   | 351                    | 397                    | 1,396                 | 1,292                              |
| 1 株当たり純資産 (円)                                | 195.07                 | 220.78                 | 455.60                | 431.31                             |

- (注) 1. 1 株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しており、1 株当たり純資産については、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は平成30年12月28日付で普通株式 1 株につき150株の割合で、令和 2 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。第15期 (平成29年 9 月期) の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1 株あたり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

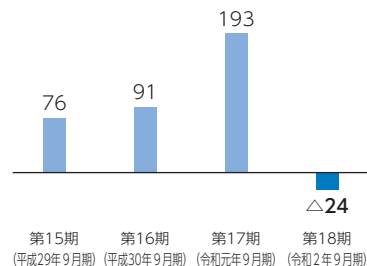
**売上高** (単位：百万円)



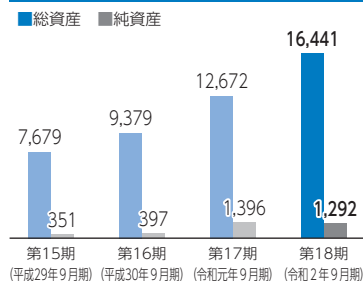
**経常利益** (単位：百万円)



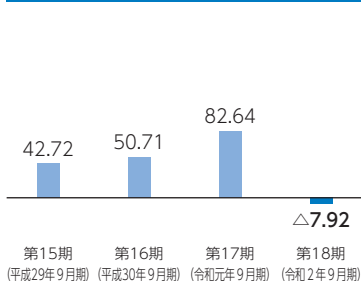
**当期純利益又は当期純損失 (△)** (単位：百万円)



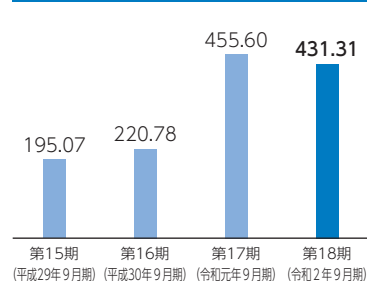
**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)** (単位：円)



**1株当たり純資産** (単位：円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ①既存店の収益性向上

当社は国内の中古車販売市場が伸び悩むなか、「SUV販売台数日本一」をスローガンに掲げ、「店舗数の拡大」、「カーライフサポートの拡充」及び「組織体制の強化」などの経営戦力を推進し、着実に販売台数を拡大してきておりますが、競争が激化するなかで今後も収益を確保し続けるためには、販売シェアを拡大していくことが必要であると認識しております。引き続き車両販売のみならず、附帯商品及びサービスの販売、自動車保険、車検・整備やレンタカーなど、顧客のカーライフをトータルサポートできるサービスの充実を図ることで、既存店の収益性向上に努めてまいります。

#### ②新規出店戦略

当社の持続的成長のためには、前記の既存店の収益性向上に加え、新規出店は必要不可欠であります。

新規出店につきましては、マーケティングの強化を行い、今後も計画的に出店を進めていく方針であります。計画的な出店を実現するため、ビジネスモデルを確立・洗練するための取り組みを積極的に行い、また滞りなく出店するための資金を確保するため、金融市場及び金融機関からの資金調達・借入を考えており、中期事業計画に沿って資金計画を綿密に策定し、金融機関とは良好な関係性を維持しつつ実行していく方針であります。将来を踏まえた中古車販売店のモデルとしては、商品保証・整備や商品の品質強化など、同業他社との差別化を図るうえで、顧客に対してのサービスコストはより上昇していくものと考えております。

そのため、既存店で培った当社の強みを活かしつつ、現在展開しているSUV・4WD、ミニバン、輸入車以外の新しい専門店特化型店舗展開の試みも検討に入れながら、全社としてより収益性が高まるよう、店舗開発のローコスト化などに取り組み、収益性アップに努める考えであります。

#### ③仕入ルートの開拓

当社は、仕入の大半をオートオークション会場からの仕入に依存しております。一般的な中古車流通市場は、新車ディーラーや中古車買取専門店及び中古車買取販売店が消費者から買取をした中古車をオートオークションへ出品します。そのオークションに出品された中古車を中古車小売販売店が落札し、落札できた中古車を消費者へ販売します。当社は、独自の評価基準を満たした車両のみ応札するほか、落札した車両に対しては第三者機関による鑑定を受けることで、良質な車両の確保に努めております。但し、今後販売台数を増やしていくなかで、品質及び数量の双方で十分な仕入を確保することが課題と認識しており、オートオークションに依存しない仕入ルートの開拓を進めております。

#### ④人材確保と育成

当社の成長を支える重要な要素として、人材確保と育成は不可欠であります。当社は代表取締役社長が採用活動に積極的に参加し、新卒説明会には可能な限り出席しております。また退職防止のため給与体系・評価制度の見直し、労働環境改善、福利厚生の実施に向けた取り組みなどを積極的に進めております。

CS（顧客満足度）やブランド力向上のためには、商品知識・コミュニケーション能力・営業力を備えた従業員の育成が必要不可欠であります。当社では人材育成にあたって、現場の先輩社員から直接指導を得る実践型の人材教育（OJT）を重視するとともに、授業形式の従業員研修も導入しております。現場研修を重ねることにより、社員が自身の業務内容を把握し、会社の方針を理解したうえで、自己成長目標が設定できることを狙いとしております。専門店展開をしていることも、販売スタッフの専門性向上につながっております。

#### ⑤販売後のサポート体制を含めた顧客管理体制の整備

当社は、顧客へのアンケートの実施、専門オペレーターを配属したコールセンターの体制強化、更に顧客満足度のより高いサービス提供につなげられるよう、集約した顧客情報を分析する専門部署を設けることにより、顧客との関係性強化を図っております。当社が提供する保証商品は保証期間を1年間から3年間まで、顧客に選択していただき、故障等の車両の受入は当社及び最寄りの整備工場で受付可能な体制を採っております。またサービス内容は、エンジンやミッション、ブレーキ機構、パワーステアリング機構、エアコン機構など300部位以上の充実した保証体制を整備しております。常に顧客目線でのサービス提供ができるよう、顧客の意見を参考にし、当社で販売する保証商品のサービス内容に磨きをかけるとともに、販売後のサポート体制を充実させることを今後の課題と考えております。



#### ⑥新型コロナウイルス感染症の対応

令和2年初頭から新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、世界経済に甚大な影響を与えております。世界の自動車産業にも需要と供給の両面で影響を与えており、人々の価値観や行動様式の変化とともに、長期的な影響が懸念されています。

今回の危機に際し、当社は顧客及び従業員の安全確保に努めております。店舗においては、出勤もしくは入店時に検温・体調確認、マスク着用・手洗いの奨励、オンライン会議・商談を一部導入するなど感染防止を徹底しています。

この新型コロナウイルス感染症によって人々の価値観や行動様式の変化がもたらされる新しい時代に向けて、市場からの信頼と積極的な業容拡大、生産性向上の加速、新しい働き方の構築により持続的な成長に繋げてまいります。

#### (5) **主要な事業内容**（令和2年9月30日現在）

自動車販売及びその附帯事業

(6) 主要な営業所及び工場 (令和2年9月30日現在)

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社        | 名古屋市東区                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 店 舗        | プレミアム名古屋本店 (名古屋市名東区)<br>中川・港SUV専門店 (名古屋市港区)<br>春日井ミニバン専門店 (愛知県春日井市)<br>小牧ミニバン・ハイエース専門店 (愛知県小牧市)<br>安城ミニバン専門店 (愛知県安城市)<br>岐阜SUV専門店 (岐阜県岐阜市)<br>豊橋ミニバン専門店 (愛知県豊橋市)<br>SPORT名古屋輸入車専門店 (愛知県尾張旭市)<br>SPORT岡崎輸入車専門店 (愛知県岡崎市)<br>UNITED MINICARS (名古屋市名東区)<br>四日市買取専門店 (三重県四日市市)<br>四日市SUV専門店 (三重県四日市市)<br>津ミニバン専門店 (三重県津市)<br>MEGA 浜松店 (浜松市西区)<br>SPORT緑輸入車専門店 (名古屋市緑区)<br>MEGA SUV春日井店 (愛知県春日井市)<br>MEGA 大垣店 (岐阜県大垣市)<br>MEGA SUV知立店 (愛知県知立市)<br>大府有松インター買取専門店 (愛知県大府市)<br>東海名和買取専門店 (愛知県東海市)<br>MEGA SUV東海名和店 (愛知県東海市)<br>豊田元町買取専門店 (愛知県豊田市)<br>グッドスピードモーターサイクル東海名和店 (愛知県東海市) |
| 整備・钣金・車検工場 | マッハ車検名古屋守山店 (名古屋市守山区)<br>中川BPセンター (名古屋市中川区)<br>春日井BPセンター (愛知県春日井市)<br>小牧BPセンター (愛知県小牧市)<br>緑BPセンター (名古屋市緑区)<br>グッドスピード車検名古屋天白店 (名古屋市天白区)<br>グッドスピードレンタカー那覇空港前店 (沖縄県那覇市)<br>グッドスピード車検大府SS店 (愛知県大府市)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

(7) 従業員の状況（令和2年9月30日現在）

| サ ー ビ ス の 名 称 | 従 業 員 数 （ 人 ） | 前事業年度末比増減 |
|---------------|---------------|-----------|
| 中古車販売         | 268           | 50名増      |
| 自動車買取         | 18            | 8名増       |
| 整備・钣金         | 68            | 34名増      |
| 保険代理店         | 16            | 5名増       |
| レンタカー         | 4             | 1名増       |
| 管理部門          | 59            | 5名減       |
| 合 計           | 433           | 93名増      |

- （注） 1. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。なお、臨時従業員数はその総数が従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。
2. 従業員数が最近1年間において、93名増加したのは、主として新規出店に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (令和2年9月30日現在)

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| シンジケートローン    | 3,240百万円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 1,724    |
| 株式会社りそな銀行    | 663      |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 572      |
| 株式会社広島銀行     | 501      |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 500      |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 500      |
| 株式会社新生銀行     | 433      |
| 株式会社第四銀行     | 350      |
| 株式会社静岡銀行     | 339      |

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計10行からの協調融資によるものであります。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和2年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 7,200,000株

（注）令和2年1月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）により発行可能株式総数は3,600,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 3,065,000株

（注）株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は1,532,500株増加しております。

(3) 株主数 1,082名

(4) 大株主

| 株主名                                                       | 持株数      | 持株比率  |
|-----------------------------------------------------------|----------|-------|
| 加藤久統                                                      | 903,800株 | 30.1% |
| 株式会社 A n e l a                                            | 900,000  | 30.0  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                        | 150,000  | 5.0   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>O M N I B U S - M A R G I N | 102,900  | 3.4   |
| モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社                                      | 78,300   | 2.6   |
| M S I P C L I E N T S E C U R I T E I E S                 | 73,500   | 2.4   |
| GOLDMAN SACHS INTERNASIONAL                               | 33,000   | 1.1   |
| 田村大祐                                                      | 28,300   | 0.9   |
| 株式会社 S B I 証券                                             | 25,747   | 0.8   |
| 大岩学                                                       | 25,700   | 0.8   |

（注） 1. 当社は自己株式69,200株を保有しておりますが、上記大株主の状況から除いております。  
2. 持株比率は、発行済株式総数（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合を表示しており、小数点2位以下を切り捨てて計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                     |                              |                                             |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|
|                                     |                              | 第1回新株予約権                                    |
| 発 行 決 議 日                           |                              | 平成30年9月29日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |                              | 163個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |                              | 普通株式 48,900株                                |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額         |                              | 147円                                        |
| 権 利 行 使 期 間                         |                              | 令和2年10月1日から<br>令和7年9月30日まで                  |
| 行 使 の 条 件                           |                              | (注)                                         |
| 役員の保有状況                             | 取 締 役<br>(監査等委員である取締役を除く。)   | 新株予約権の数 163個<br>目的となる株式数 24,450株<br>保有者数 2人 |
|                                     | 取 締 等 委 員 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | —                                           |

(注) 新株予約権行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
2. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
3. その他の条件は、取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## ②当業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                                     |       |                             |                          |
|-------------------------------------|-------|-----------------------------|--------------------------|
|                                     |       | 第2回新株予約権                    |                          |
| 発 行 決 議 日                           |       | 令和元年11月13日                  |                          |
| 新 株 予 約 権 の 数                       |       | 1,225個                      |                          |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 |       | 普通株式                        | 24,500株                  |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額         |       | 1,525円                      |                          |
| 権 利 行 使 期 間                         |       | 令和4年1月1日から<br>令和9年12月31日まで  |                          |
| 行 使 の 条 件                           |       | (注)                         |                          |
| 使 用 人 等 へ の<br>交 付 状 況              | 当社使用人 | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 1,225個<br>24,500株<br>60人 |

(注) 新株予約権行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、当社の取締役又は従業員の場合は、権利行使時においても引き続き、当社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。
2. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
3. その他の条件は、取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の氏名等（令和2年9月30日現在）

| 会社における地位     | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|-------|--------------|
| 代表取締役社長      | 加藤久統  |              |
| 常務取締役        | 横地真吾  |              |
| 取締役          | 平松健太  | 営業本部長        |
| 取締役（常勤監査等委員） | 三津川康之 |              |
| 取締役（監査等委員）   | 保坂憲彦  | 保坂事務所代表      |
| 取締役（監査等委員）   | 平田伸男  | 旭合同法律事務所所属   |

- (注) 1. 取締役（常勤監査等委員）三津川康之氏、取締役（監査等委員）保坂憲彦氏及び取締役（監査等委員）平田伸男氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）三津川康之氏及び取締役（監査等委員）保坂憲彦氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（常勤監査等委員）三津川康之氏は、長年にわたり上場会社の監査役を務めてきた経験があります。
  - ・取締役（監査等委員）保坂憲彦氏は、公認会計士の資格を有しております。
3. 三津川康之氏を常勤の監査等委員として選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、内部監査室等と監査等委員会との十分な連携を可能にするためであります。
4. 当社は、取締役（常勤監査等委員）三津川康之氏及び取締役（監査等委員）保坂憲彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、取締役の業務執行権を企業規模ならびに組織の拡大に応じて委譲することを目的とした執行役員制度を導入しております。当社が導入している執行役員制度では、経理財務をはじめとする管理部門を所管している執行役員に取締役が有する業務執行権と同等の権限を与え、その担当職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めることとしております。なお、令和2年9月30日現在の執行役員は、松井靖幸氏であります。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                       | 員 数      | 報 酬 等 の 額  |
|---------------------------|----------|------------|
| 取 締 役（監査等委員である取締役を除く。）    | 3名       | 91百万円      |
| 取 締 役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3<br>(3) | 9<br>(9)   |
| 合 計<br>（うち社外役員）           | 6<br>(3) | 100<br>(9) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成30年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成30年12月26日開催の第16期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）保坂憲彦氏は保坂事務所の代表であります。保坂事務所と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）平田伸男氏は、旭合同法律事務所に所属しております。なお、当社は旭合同法律事務所と顧問契約を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                            |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) 三津川康之 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席しました。<br>また当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。出席した取締役会において、豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。また監査等委員会において業務監査ならびに内部統制監査について適宜必要な発言を行っております。                             |
| 取締役<br>(監査等委員) 保坂憲彦    | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席しました。<br>また当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。<br>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。          |
| 取締役<br>(監査等委員) 平田伸男    | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回出席しました。<br>また当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回出席いたしました。<br>弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人 A & A パートナース

### (2) 報酬等の額

|                     | 報 酬 等 の 額 |
|---------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 21百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）といたしましては、平成30年12月26日開催の取締役会で次のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

#### (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、役員・社員への周知徹底を行う。
- II 「コンプライアンス管理規程」を制定し、役員・社員への継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行う。
- III 「内部通報規程」を制定し、問題の早期発見に努める。

#### (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理する。
- II 取締役及び監査等委員は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- III 各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示する。
- IV 個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」を明示させ、周知徹底する。

#### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努める。
- II リスク・コンプライアンス委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行う。
- III 緊急事態発生の際には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努める。

#### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催する。
- II 「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を制定し、効率的に職務を遂行する。

(e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- I 監査等委員が、監査等委員会における審議のうえ、その職務を補助すべき使用人を要請する場合は、取締役会で協議のうえ、人数及び権限等を決定し、監査等委員の職務を補助するものとして任命する。この場合には当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保することとし、業務の執行に係る役職を兼任しないこととする。
- II 当該使用人への人事評価・異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- I 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は業務又は業務に与える重要な事項については、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- II 監査等委員は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができる。

(g) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図る。
- II 監査等委員は、会計監査人、内部監査担当者と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。
- III 監査等委員は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

毎月開催している経営連絡会や取締役会で法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、一般のホットラインとは別に女性専用のホットラインも設置した内部通報体制の整備や、監査等委員である取締役及び内部監査室による監査によってコンプライアンスの水準を向上させるよう努めております。

リスク管理に関する取り組みを強化するため、全社横断的な組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。6ヵ月に1回リスクを洗い出し、その評価、対応方針策定を行い、必要に応じ研修の実施、規程・マニュアルの作成等を行っております。また、その概要を定期的に取締役会及び代表取締役社長に報告しております。

監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査等委員会を開催しているほか、内部監査室や会計監査人との情報交換や代表取締役社長との定期会合を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

なお、当社は取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を、9月30日を基準日として期末配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針のもと、無配としております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (令和2年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科目              | 当期                |
|-----------------|-------------------|
| <b>資産の部</b>     |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>10,723,533</b> |
| 現金及び預金          | 1,105,733         |
| 売掛金             | 2,069,812         |
| 商品              | 6,883,856         |
| 貯蔵品             | 2,077             |
| 前払金             | 276,023           |
| 前払費用            | 147,442           |
| 未収還付法人税等        | 37,589            |
| その他             | 200,997           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,717,788</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,820,691</b>  |
| 建物              | 2,422,429         |
| 構築物             | 578,113           |
| 機械及び装置          | 106,559           |
| 車両運搬具           | 147,440           |
| 工具、器具及び備品       | 191,950           |
| 土地              | 649,464           |
| リース資産           | 176,832           |
| 建設仮勘定           | 547,901           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>184,265</b>    |
| のれん             | 92,559            |
| ソフトウエア          | 14,995            |
| リース資産           | 76,606            |
| その他             | 103               |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>712,831</b>    |
| 出資金             | 798               |
| 保証金             | 535,534           |
| 長期前払金           | 58,445            |
| 長期前払費用          | 3,519             |
| 繰延税金資産          | 53,075            |
| その他             | 61,458            |
| <b>資産合計</b>     | <b>16,441,321</b> |

| 科目             | 当期                |
|----------------|-------------------|
| <b>負債の部</b>    |                   |
| <b>流動負債</b>    | <b>11,930,884</b> |
| 買掛金            | 621,427           |
| 短期借入金          | 8,068,205         |
| 1年内償還予定の社債     | 60,000            |
| 1年内返済予定の長期借入金  | 1,076,885         |
| リース債務          | 61,550            |
| 未払金            | 85,290            |
| 未払費用           | 168,401           |
| 前受金            | 1,602,157         |
| 預り金            | 65,030            |
| 賞与引当金          | 40,000            |
| その他            | 81,935            |
| <b>固定負債</b>    | <b>3,218,325</b>  |
| 社債             | 90,000            |
| 長期借入金          | 2,610,243         |
| リース債務          | 217,512           |
| 資産除去債務         | 16,513            |
| 長期前受金          | 284,056           |
| <b>負債合計</b>    | <b>15,149,210</b> |
| <b>純資産の部</b>   |                   |
| <b>株主資本</b>    | <b>1,287,642</b>  |
| 資本金            | 437,330           |
| 資本剰余金          | 407,330           |
| 資本準備金          | 407,330           |
| <b>利益剰余金</b>   | <b>512,348</b>    |
| 利益準備金          | 5,400             |
| その他利益剰余金       | 506,948           |
| 特別償却準備金        | 15,675            |
| 繰越利益剰余金        | 491,273           |
| 自己株式           | △69,365           |
| <b>新株予約権</b>   | <b>4,468</b>      |
| <b>純資産合計</b>   | <b>1,292,111</b>  |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>16,441,321</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)

(単位：千円)

| 科目           | 当期         |
|--------------|------------|
| 売上高          | 33,704,550 |
| 売上原価         | 28,726,122 |
| 売上総利益        | 4,978,427  |
| 販売費及び一般管理費   | 4,854,238  |
| 営業利益         | 124,189    |
| 営業外収益        | 31,524     |
| 受取利息         | 1,525      |
| 受取配当金        | 1          |
| 受取手数料        | 15,281     |
| 保険金収入        | 6,575      |
| その他          | 8,140      |
| 営業外費用        | 152,398    |
| 支払利息         | 106,829    |
| 支払手数料        | 45,481     |
| その他          | 87         |
| 経常利益         | 3,315      |
| 特別利益         | 16,981     |
| 固定資産売却益      | 981        |
| 償却債権取立益      | 16,000     |
| 特別損失         | 32,356     |
| 固定資産除売却損     | 1,704      |
| 減損損失         | 30,651     |
| 税引前当期純損失     | △12,059    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 11,907     |
| 法人税等還付額      | △3,474     |
| 法人税等調整額      | 3,588      |
| 当期純損失        | △24,080    |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

令和2年11月20日

株式会社グッドスピード

取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 寺 田 聡 司 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 松 本 浩 幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グッドスピードの令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について監査しました。その方法及び結果について、以下のとおり報告します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に下記の方法で監査しました。

- 1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門との連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全店舗において業務及び財産の状況を調査しました。
- 2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

令和2年11月20日

株式会社グッドスピード 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 三 津 川 康 之 ㊞  
( 社 外 取 締 役 )

監 査 等 委 員 保 坂 憲 彦 ㊞  
( 社 外 取 締 役 )

監 査 等 委 員 平 田 伸 男 ㊞  
( 社 外 取 締 役 )

以 上

## 株主総会会場ご案内図

**会場** 名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 キングルーム  
 ※本年は来場記念品の配布を中止させていただきます。予めご了承ください。



**交通** 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 サカエチカ6番出口 徒歩5分  
 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口 徒歩3分

※ 駐車場のご用意はありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

